

○富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付要綱

平成15年3月26日

告示第38号

改正 平成17年2月28日告示第21号

平成17年3月28日告示第37号

平成23年3月24日告示第39号

令和3年3月31日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の浸水を防止するための住宅改良並びに地震、暴風雨、洪水、高潮、大雨その他異常な自然現象及び火災等により被害を受けた住宅の建設若しくは修繕又は新たな住宅の購入のため金融機関からの資金の借受けをする者に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付するものとし、その交付に関しては、富士市補助金等交付規則(昭和42年富士市規則第28号)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する家屋(当該家屋に事務所、店舗、工場その他の居住の用に供しない部分を有する場合は、当該部分を除く。)をいう。
- (2) 災害 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた災害又は市長が認定した災害をいう。
- (3) 浸水住宅改良 住宅が土地の低地化等により浸水することを防止するため、同一敷地内での住宅の除却新築、改築、移転又は修繕を伴って住宅の存する土地の地盤の改良、盛土等(以下「地盤改良等」という。)を行うことをいう。
- (4) 金融機関 富士市の指定金融機関等(平成9年富士市告示第5号)に定める指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに市長が認めた金融機関をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱による利子助成金の交付の対象者は、市内に住宅を有する者で、次に掲げる事業を行うため、金融機関から融資を受けようとするものとする。

- (1) 浸水住宅改良を行うとき。
- (2) 災害により住宅が滅失し、又は住宅に半壊、半焼その他これらに相当する程度以上の被害があると市長が認めた損害を受けたため、新たに住宅(マンションを除く。)の

建設又は購入をするとき。

(3) 災害により住宅が損害を受けたため、当該住宅（マンションを除く。）の修繕をするとき。ただし、当該修繕費が10万円未満のときを除く。

2 前項に規定する事業のうち、前項第2号の事業にあつては被災した日から2年以内、同項第3号の事業にあつては被災した日から1年以内のものに限るものとする。

(一部改正〔平成23年告示39号〕)

(対象経費等)

第4条 この要綱による利子助成金の交付の対象経費、利子助成率及び交付期間は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費	利子助成率	交付期間
前条第1号の事業	浸水住宅改良のうち地盤改良等に要した経費（当該経費が300万円を超えるときは、300万円）に係る金融機関からの融資額の利子（金融機関への償還を怠ったために生じた利子を除く。以下同じ。）相当額	金融機関が定める利率	5年以内
前条第2号の事業	住宅の建設又は購入に要した経費（当該経費が1,400万円を超えるときは、1,400万円）に係る金融機関からの融資額の利子相当額	融資実行日から5年間は独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の基本融資利率以内、6年目以降はその2分の1以内	10年以内
前条第3号の事業	住宅の修繕に要した経費（当該経費が590万円を超えるときは、590万円）に係る金融機関からの融資額の利子相当額	融資実行日から5年間は独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の基本融資利率以内、6年目以降はその2分の1以内	10年以内

(一部改正〔平成23年告示39号〕)

(交付の申請)

第5条 この要綱による利子助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年度市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 家屋に係る登記事項証明書
- (2) 金融機関が発行する融資予約通知書の写し
- (3) 実施計画書（第3条第1項第1号の事業に係る利子助成金にあつては第2号様式（その1）、同項第2号の事業に係る利子助成金にあつては同様式（その2）、同項第3号の事業に係る利子助成金にあつては同様式（その3））
- (4) 第3条第1項第2号又は第3号の事業に係る利子助成金にあつては、り災証明書の写し
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証の写し
- (6) その他市長が必要とする書類

（一部改正〔平成17年告示21号・23年39号〕）

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により利子助成金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（完了届）

第7条 申請者は、利子助成金の交付の対象となつた住宅の浸水住宅改良等の工事が完了したときは、完了届（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 建築基準法第7条に規定する検査済証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（利子助成金の交付）

第8条 市長は、利子助成金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、第4条の規定により算出された利子助成金を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年の3月31日まで）の2期に区分し、それぞれ10月及び4月に交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の期別ごとに金融機関への返済額を証する書類を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日告示第21号）

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月28日告示第37号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日告示第39号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金
利子助成金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所
氏 名

富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付要綱第5条の規定により、利子助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
* [交付開始年月日 年 月 日]
- 2 住宅の所在地
- 3 着手（予定）日 年 月 日
- 4 完了（予定）日 年 月 日

（注）*欄は、前年度以前に既に助成金の交付決定を受けている場合のみ記入してください。

第2号様式（その1）（第5条関係）

実施計画書（浸水住宅改良）

浸水住宅の状況	建築年月日	年 月 日	構造		
	住宅区分	・専用住宅 ・併用住宅(併用部分の用途)		敷地所有区分 自己所有地 ----- 借 地	
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
改良計画	除却新築、 改築、 移転、 修繕				
	改良内容	専用住宅	建築面積	m ²	
			延べ面積	m ²	
		併用住宅	建築面積	m ² (うち住宅部分 m ²)	
			延べ面積	m ² (うち住宅部分 m ²)	
	工事費	円	内 訳	自己資金 借入金 その他	円 円 円
		盛土、地盤の改良等に要する費用			円
	借入金融機関名				
	借入額	円			
	借入条件	利率	%	償還期間	年
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで				
借地の場合 所有者の同意	氏名	Ⓔ			
	現住所				
* 区域地区	1 市街化区域 (用途地域) 2 市街化調整区域				
* 浸水の状況					

(注) *印欄は、記入しないでください。

第2号様式（その2）（第5条関係）

実施計画書（建設・購入）

氏 名							
住 所							
被害住宅の概要	専用住宅	面 積	住宅部分	m ²	全 壊 全流失 全 焼		
	併用住宅		併用部分	m ²	半 壊 半流失 半 焼		
	構造（ ）		計	m ²	大規模半壊 一部損傷		
	被害状況について（できるだけ詳しく記入すること。）						
建設又は購入をする住宅の概要	場 所			敷地所有 区分	所有地 借地	敷地面積	m ²
	区 分	建設・購入		構 造			
	延 べ 面 積	住 宅 部 分	併 用 部 分	計			
		m ²	m ²	m ²			
工 事 費	住 宅 部 分	円		自己資金		円	
	併 用 部 分	円		内訳	借入金		円
	合 計	円		その他		円	
借入金金融機関名							
借 入 額		円					
借 入 条 件		利率		%		償還期間	
						年	
工 事 期 間		年 月 日から		年 月 日まで			
借地の場合 所有者の同意	氏 名	㊟					
	住 所						
備 考							

第2号様式（その3）（第5条関係）

実施計画書（修繕）

氏 名					
場 所					
被 害 住 宅 の 概 要	専 用 住 宅	面 積	住宅部分	m ²	全 壊 全流失 全 焼
	併 用 住 宅		併用部分	m ²	半 壊 半流失 半 焼
	構造（ ）		計	m ²	大規模半壊 一部損傷
	被害状況について（できるだけ詳しく記入すること。）				
修 繕 の 内 容	住 宅 部 分				
工 事 費	住 宅 部 分	円	自己資金		円
	併 用 部 分	円	内訳	借 入 金	円
	合 計	円	そ の 他		円
借 入 金 融 機 関 名					
借 入 額					
借 入 条 件					
		利率	%	償還期間	年
工 事 期 間		年	月	日から	日まで
備 考					

第3号様式（第6条関係）

富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金
助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金助成金については、次の条件を付して交付することに決定したので、富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 条 件

第4号様式（第7条関係）

完 了 届

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所
氏 名

富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付要綱に基づく浸水住宅改良等が完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

1 施行場所

2 施行期間

年 月 日から 年 月 日まで

第1号様式（第5条関係）

（一部改正〔平成17年告示37号・令和3年58号〕）

第2号様式(その1)（第5条関係）

第2号様式(その2)（第5条関係）

（全部改正〔平成23年告示39号〕）

第2号様式(その3)（第5条関係）

（追加〔平成23年告示39号〕）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）

（一部改正〔平成17年告示37号・令和3年58号〕）